

京都市消防局訓令乙第1号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年7月20日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

別表第2総務部長の項中第25号を第27号とし、第20号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の2号を加える。

(20) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関する事。

(21) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部企画課)